

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人労働者健康福祉機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

『厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案の上、その者の職務実績に応じ、100分の15の範囲内で、理事長がこれを増額し、又は減額することができる』旨を規定した役員報酬規程第8条第3項に基づき、期末特別手当の支給額を平成17年6月期分については0.14月相当分、平成17年12月期分については0.16月相当分を減額して支給した。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	期末特別手当	平成17年6月期	0.14月相当分減額
		平成17年12月期	0.16月相当分減額
理事	期末特別手当	平成17年6月期	0.14月相当分減額
		平成17年12月期	0.16月相当分減額
理事(非常勤)	該当者なし		
監事	期末特別手当	平成17年6月期	0.14月相当分減額
		平成17年12月期	0.16月相当分減額
監事(非常勤)	なし		

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,727	千円 12,444	千円 4,884	千円 1,244 (特別調整手当) 154 (通勤手当)		
理事 (4人)	千円 61,532	千円 40,608	千円 15,529	千円 4,061 (特別調整手当) 1,334 (通勤手当)	4月1日1人 7月1日1人	6月30日1人 3月31日1人
監事 (1人)	千円 12,989	千円 8,700	千円 3,064	千円 870 (特別調整手当) 355 (通勤手当)	7月1日1人	6月30日1人 3月31日1人
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,976	千円 2,976	千円 -	千円 -		

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤する役員に支給されているもの
注2:千円未満については四捨五入しているため、総額が内訳の合計と一致しないことがある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	—	—	—	—	—	該当者なし
理事A	1,269	1	0	H17.3.31	1.0	H16年度退職者であるが、H18.3に業績勘案率決定のためH17年度に退職手当支給。業績勘案率は独立行政法人評価委員会の決定による。
理事B	1,586	1	3	H17.6.30	1.0	業績勘案率は独立行政法人評価委員会の決定による。
監事A	1,359	1	3	H17.6.30	1.0	業績勘案率は独立行政法人評価委員会の決定による。
監事 (非常勤)	—	—	—	—	—	該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数について、機構本部と各施設の協議に基づき、効率的な人員配置を行うことにより、適正な人件費の支出に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

中期目標及び中期計画に定められている収支相償の達成並びに人事院勧告等の社会一般の情勢を考慮し、労働組合との交渉により決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤奨手当の支給月数決定に当たり、支給対象期間における欠勤日数により通減させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤奨手当 (査定分)	支給対象期間における欠勤日数により通減させる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

①職務手当の定額化（年功的要素の排除。平成18年4月から適用。）
 ②呼出等手当の新設（診療部門に直接関与する管理職員への実働分を配慮。平成18年4月から適用。）
 ③特地勤務手当に準ずる手当の廃止（該当施設の生活環境改善による措置。）

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	9,549	40.6	6,943	5,133	63	1,810
事務・技術	1,293	44.1	6,984	5,119	75	1,865
研究職種	該当者なし	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医師)	1,216	45.8	13,088	9,923	73	3,165
医療職種 (病院看護師)	5,214	37.3	5,576	4,099	52	1,477
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし	-	-	-	-	-
医療職種 (医療技術職)	1,585	42.7	6,909	5,038	82	1,871
技能業務職種	241	50.1	5,511	4,053	63	1,458

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし	-	-	-	-	-	-

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし	-	-	-	-	-	-
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-

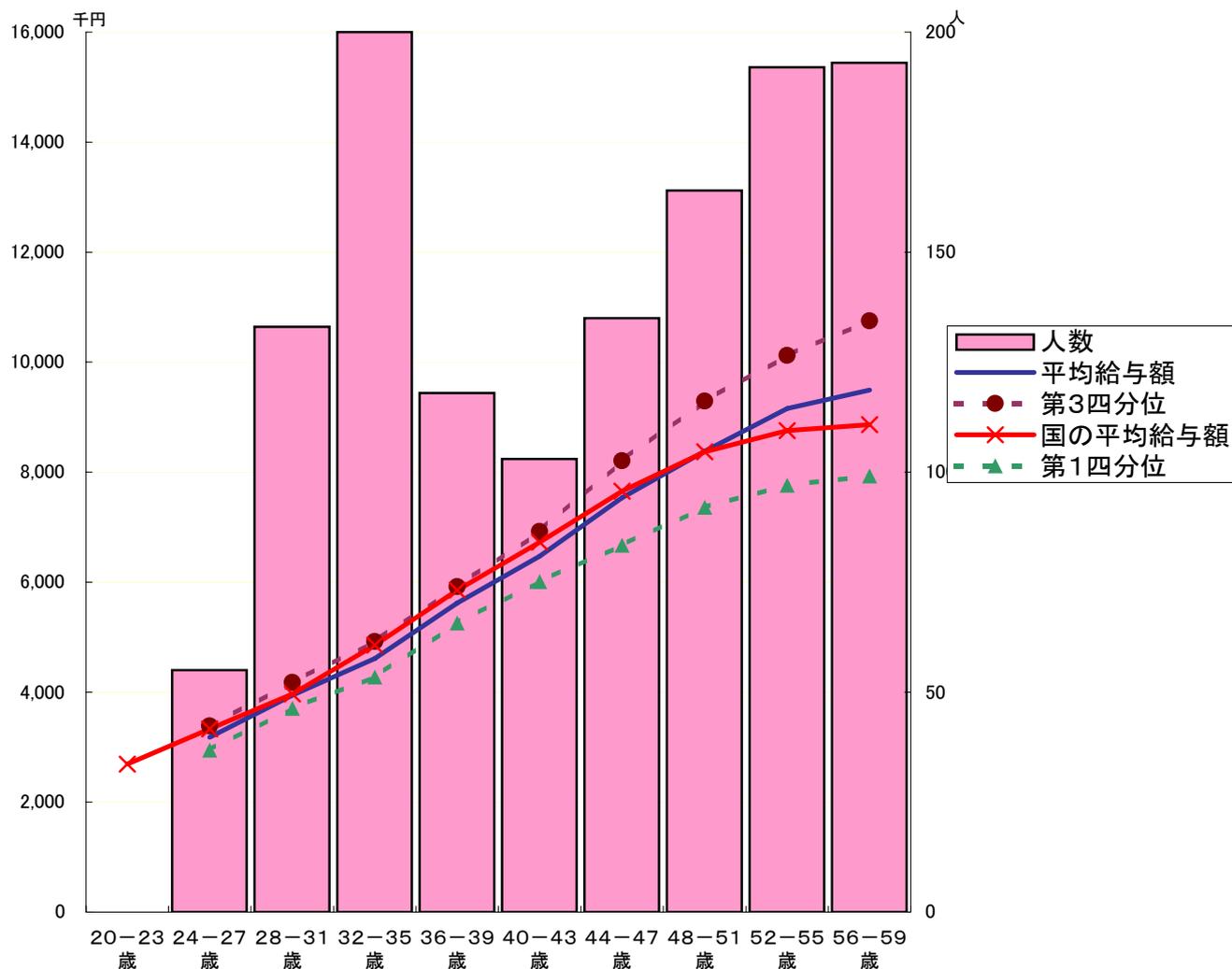
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし	-	-	-	-	-	-
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
172	33.3	4,675	4,472	25	203	
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし	-	-	-	-	-	
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし	-	-	-	-	-	
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
145	33.0	5,050	4,837	20	213	
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
15	33.8	2,705	2,553	44	152	
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし	-	-	-	-	-	
医療職種 (医療技術職)	人	歳	千円	千円	千円	千円
8	33.6	2,890	2,738	84	152	
技能業務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
4	41.8	2,021	1,869	22	152	

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能業務職種」とは、国家公務員の行政職俸給表(二)の適用を受ける職種(運転手、電話交換手等)である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)

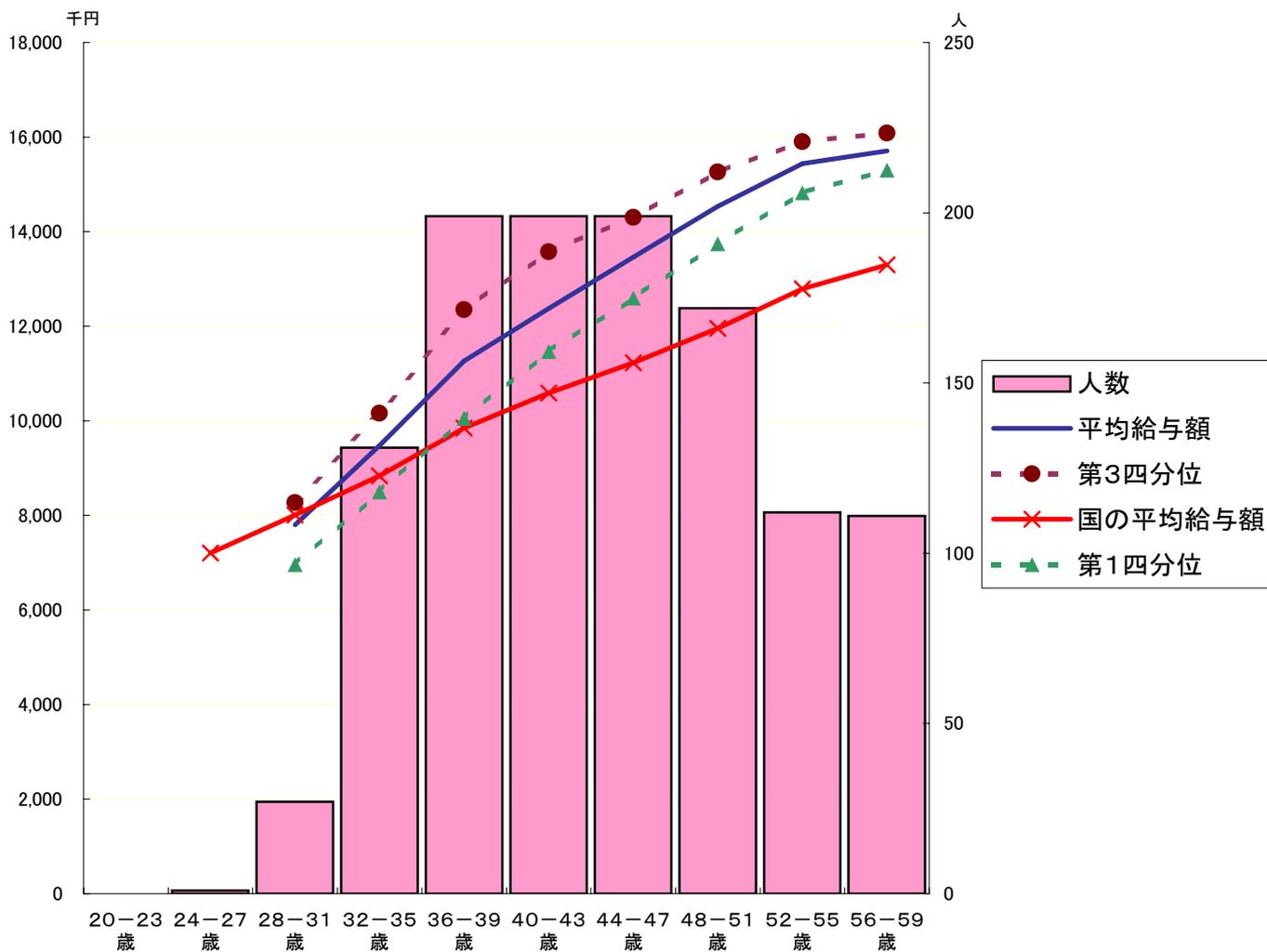


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	22	52.5	10,297	10,868	11,107
本部係員	40	33.2	4,182	4,657	5,023

② 年間給与の分布状況(医療職員(病院医師))



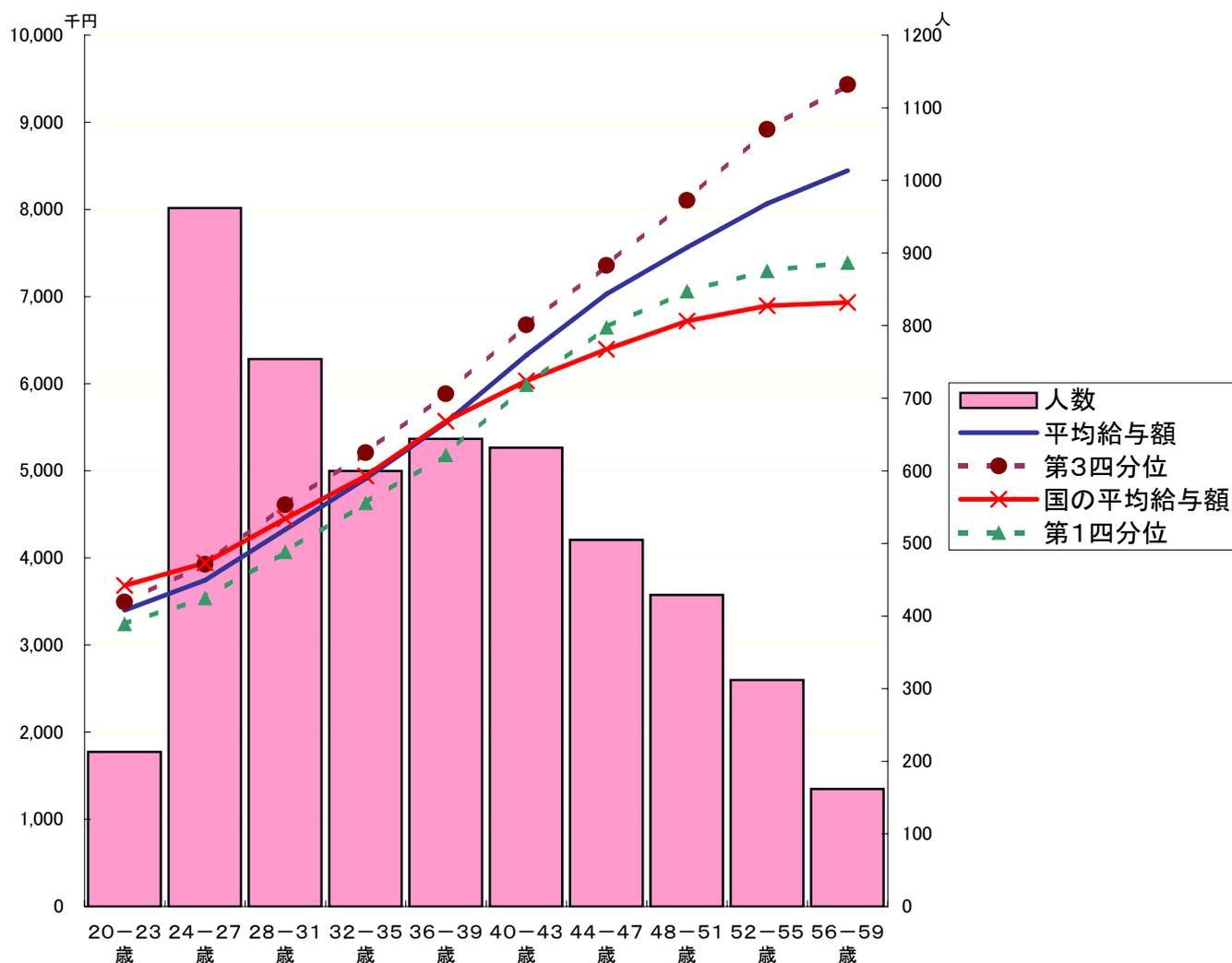
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(医療職員(病院医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
診療科長	184	40.6	10,896	11,506	12,093
医師	240	36.3	8,571	9,328	10,052

② 年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護師長	340	50.0	8,091	8,525	9,075
看護師	4,267	35.0	3,927	5,058	6,085

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	書記3級 技手3級	書記2級 技手2級	書記1級 技手1級	主事3級 技師3級	主事2級 技師2級
標準的な職位		本部係員 地方機関係員	本部係員 地方機関係員	本部係員 地方機関係員	本部係員 地方機関係員	本部主査 地方機関係長 等
人員 (割合)	1,293 人	1 (0.1%) 人	105 (8.1%) 人	262 (20.3%) 人	236 (18.3%) 人	56 (4.3%) 人
年齢 (最高～最低)		(注))	35)	59)	59)	58)
			24	29	32	34
所定内給与 年額 (最高～最低)		(注))	3,300)	4,810)	6,315)	5,727)
			2,029	2,564	3,284	3,438
年間給与額 (最高～最低)		(注))	4,372)	6,573)	8,612)	7,927)
			2,765	3,492	4,517	4,715
区分	主事1級 技師1級	参事3級	参事2級	参事1級	上席参事 2級	上席参事 1級
標準的な職位	本部主査 地方機関係長 等	地方機関課長	本部班長 地方機関課長 等	本部課長 地方機関事務局 の次長等	本部課長 地方機関事務局 の長等	本部部長・次長 地方機関事務局 の長等
人員 (割合)	260 (20.1%) 人	33 (2.6%) 人	174 (13.5%) 人	88 (6.8%) 人	25 (1.9%) 人	53 (4.1%) 人
年齢 (最高～最低)	59)	54)	59)	59)	59)	59)
	33	36	36	45	44	45
所定内給与 年額 (最高～最低)	6,648)	7,511)	8,209)	8,983)	9,683)	10,083)
	3,689	4,839	5,051	6,186	6,849	8,130
年間給与額 (最高～最低)	9,064)	9,989)	11,038)	12,154)	13,415)	13,953)
	5,097	6,581	6,910	8,496	9,480	11,367

注:書記3級・技手3級の職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(病院医師))

区分	計	副医事	医事	医長	医監
標準的な職位		医師 歯科医師	医師 歯科医師	診療科部長 診療科部副部長 等	院長・副院長 診療科部長
人員 (割合)	1,216 人	0 (- %)	44 (3.6%)	840 (69.1%)	332 (27.3%)
年齢 (最高～最低)		-) -	38) 27	58) 31	70) 46
所定内給与 年額 (最高～最低)		-) -	8,621) 5,181	13,217) 5,697	13,280) 9,158
年間給与額 (最高～最低)		-) -	10,709) 6,638	17,021) 7,533	17,702) 13,316

(医療職員(病院看護師))

区分	計	4等級	3等級	2等級	特2等級
標準的な職位		准看護師	看護師等	看護師長補佐 看護師等	看護師長 看護師長補佐等
人員 (割合)	5,214 人	0 (- %)	3,279 (62.9%)	1,343 (25.8%)	272 (5.2%)
年齢 (最高～最低)		-) -	59) 22	59) 30	59) 34
所定内給与 年額 (最高～最低)		-) -	5,541) 2,230	6,173) 3,210	6,561) 4,607
年間給与額 (最高～最低)		-) -	7,675) 3,047	8,464) 4,402	8,916) 6,370
区分	1等級	特1等級	特等級		
標準的な職位	看護部長 看護部副部長 看護師長等	看護部長 看護部副部長	看護部長		
人員 (割合)	290 (5.6%)	29 (0.6%)	1 (0.0%)		
年齢 (最高～最低)	59) 45	59) 53	(注))		
所定内給与 年額 (最高～最低)	8,252) 5,378	8,243) 6,917	(注))		
年間給与額 (最高～最低)	10,794) 7,516	11,136) 9,474	(注))		

注:特等級の職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.2%	58.1%	59.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.8%	41.9%	40.8%
	最高～最低	40.0～31.1%	41.9～41.9%	41.0～36.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.8%	67.4%	68.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	31.2%	32.6%	31.9%
	最高～最低	40.0～26.5%	41.9～27.9%	40.9～27.2%

(医療職員(病院医師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.1%	58.2%	59.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.9%	41.8%	40.8%
	最高～最低	40.0～26.5%	41.9～32.6%	41.0～29.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.6%	67.2%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	31.4%	32.8%	32.1%
	最高～最低	40.0～31.1%	41.9～32.6%	40.9～31.8%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.1%	58.1%	59.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.9%	41.9%	40.3%
	最高～最低	40.0～31.1%	41.9～41.9%	40.9～36.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.9%	67.5%	68.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	31.1%	32.5%	31.8%
	最高～最低	40.0～26.5%	41.9～27.9%	40.9～27.2%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

100.8

(医療職員(病院医師))

対国家公務員(医療職(一))

117.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

104.0

対他法人(事務・技術職員)

93.7

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

医療職員(病院医師)については、本調査の対象となる医師のうち職務手当(管理職員に対して支給する手当)の支給対象者が80.2%を占めていること、また、医師確保が困難である施設については、平成17年4月1日より当該施設に勤務する医師全員に対して1ヶ月当たり50,000円を俸給に加算する措置(医師確保加算)を実施していることが、指数の上昇につながっていると思われる。

(医師の職務手当支給対象者が80%を超えている理由)

医師の採用に当たっては、各労災病院に医師を派遣している大学の医局の意向が大きく反映されており、医師派遣の条件として部長あるいは副部長として採用することを条件にしているところが少なくない。

さらに、昨今の医師確保の困難な状況が拍車をかけており、結果として、管理職員である部長、副部長の割合が高くなっている。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	101,685,384	103,369,936	△ 1,684,552 (△ 1.6)	△ 1,684,552 (△ 1.6)
退職手当支給額 (B)	10,622,748	8,714,778	1,907,970 (21.9)	1,907,970 (21.9)
非常勤役職員等給与 (C)	13,727,307	13,375,101	352,206 (2.6)	352,206 (2.6)
福利厚生費 (D)	15,344,151	15,134,702	209,449 (1.4)	209,449 (1.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	141,379,590	140,594,516	785,074 (0.6)	785,074 (0.6)

注:「福利厚生費」において、法定外福利費の一部が未計上となっていたため修正変更しています。

総人件費について参考となる事項

①増減要因

17年1月から役員給与のカット及び17年4月から医師を除く職員俸給を平均2.5%カットしたこと等による給与費(退職手当を除く)の減(▲1.6%、▲約17億円)

退職者数の増加等による最広義人件費の増(+0.6%、+約8億円)

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i 中期目標(該当部分抜粋)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)の目標の達成にも留意しつつ必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

ii 中期計画(該当部分抜粋)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、人件費について、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据えつつ5%以上の削減に取り組み、これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)に向けた計画的取組にも留意しつつ必要な取組を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。

iii iiの進捗状況

基準年度(17年度)の「給与、報酬等支給総額」----101,685,384千円

IV 法人が必要と認める事項

特になし。